

# 企画競争説明書

業務名称：エルサルバドル国ラ・ウニオン港活性化のための港湾  
計画策定調査【有償勘定技術支援】

案件番号：19a00455

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年8月21日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年8月21日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エルサルバドル国ラ・ウニオン港活性化のための港湾計画策定調査【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年10月～2020年11月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約

の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（例：特定の排除者はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年8月28日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年9月2日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年9月6日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

なし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) US\$ 1 = 108.692 円

b) EUR 1 = 121.102 円

5) その他留意事項 (以下、例)

なし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／港湾政策

b) 港湾計画

c) 需要予測／市場調査／経済分析

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.5 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点

15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年9月30日（月）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本

件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：港湾計画策定に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／港湾政策
- 港湾計画
- 需要予測／市場調査／経済分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／港湾政策】

- a) 類似業務経験の分野：港湾政策に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：中南米地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語または西語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 港湾計画】

- a) 類似業務経験の分野：港湾計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：中南米地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語または西語

【業務従事者：担当分野 需要予測／市場調査／経済分析】

- a) 類似業務経験の分野：市場調査／経済分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：中南米地域及び全途上国

c) 語学能力：評価なし

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 26 )	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／港湾政策</u>	( 21 )	( 8 )
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：	—	( 8 )
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( 5 )	( 10 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>港湾計画</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>需要予測／市場調査／経済分析</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 9月11日（水） 10：00～12：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） \_\_\_\_\_ 208 会議室
3. 実施方法：
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
  - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
    - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
    - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

## 第3 特記仕様書案

### 1 調査の背景

エルサルバドル東部のファンセカ湾に位置するラ・ウニオン港は同国の主要なコンテナ港として、国内の全コンテナ貨物を取り扱うことを想定して、円借款事業により建設された港である（2008年完工）。同港により、エルサルバドルの港湾能力を増強し、増加する海運貨物需要への対応を図り、もって物流の活性化と効率化、ならびに同国東部地域経済の振興に寄与することが期待されていた。また、ラ・ウニオン港の運営方式としては民間オペレーターへのコンセッションが想定されていた。しかしながら、エルサルバドル政府によるコンセッション法制定に時間を要した上、予想を超える埋没現象により泊地・航路の追加浚渫が必要とされたこと、また、ガントリー・クレーン等付帯施設の不足やパナマ運河拡張に伴う貨物需要の変化、アカフトラ港との役割分担にかかる政府方針の欠如等を背景に、未だ同港のコンセッション運営は実現しておらず、ラ・ウニオン港の利用は非常に限定的であり、当初計画した通りには活用されていない。現在、ラ・ウニオン港は空港・港湾自治運営委員会（Comisión Ejecutiva Portuaria Autónoma, CEPA）により直営で運営・管理されている。

かかる状況下、2019年4月にエルサルバドル政府と日本政府はラ・ウニオン港の活性化に向けた調査を実施することに合意した。これを受け、JICAは国交省の支援の下、2019年6月に調査TOR策定ミッションを派遣し、調査の内容及び方針についてエルサルバドル政府と協議し、協議議事録（M/M）の署名を行った。本事業は、このM/Mに基づき、ラ・ウニオン港の活性化に資する活用方策の検討を行うものであり、当該円借款事業の開発効果の発現促進に資するものである。

### 2 調査の概要

#### （1）調査の目的

ラ・ウニオン港活性化のための港の活用方策を検討し、ラ・ウニオン港活性化のための課題の整理、対応策を提案する。

#### （2）期待される成果

- ラ・ウニオン港再活性化戦略の策定
- ラ・ウニオン港活用計画の策定

#### （3）対象地域

ラ・ウニオン港を中心としたエルサルバドル国及びその周辺国

#### （4）関係官庁・機関

公共事業省（Ministry of Public Works and Transport; MOP）

空港・港湾自治運営委員会（Comisión Ejecutiva Portuaria Autónoma, CEPA）

#### （5）本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- ラ・ウニオン県港湾再活性化計画調査（1997年～1998年）
- ラ・ウニオン県港湾再活性化計画詳細設計調査（2001年～2002年）
- 経済開発調査（2002年～2004年）
- 東部地域開発プログラムデザイン調査（2004年）
- ラ・ウニオン港浚渫計画策定プロジェクト（2010年～2014年）

### 3 調査業務の範囲

コンサルタントは、「2 調査の目的」を念頭に、「4 調査における留意事項」に配慮しつつ、「5 調査業務の内容」に示す業務を行い、「6 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

### 4 調査における留意事項

調査全体を通じた基本的な留意事項は以下のとおり。

#### （1）エルサルバドル政府の方針との整合性

本件調査は、エルサルバドル政府が今後、策定する2空港（現国際空港、ラ・ウニオン港近傍の国際空港（構想段階））と4港湾（ラ・ウニオン港、コルサイン港、アカフトラ港、ラ・リベルタ港）を対象としたマスタープランに基づき、ラ・ウニオン港活用方策の提案することとする。

#### （2）短期的及び中長期的な活用方策の提案

本調査においては、ラ・ウニオン港の短期的な活用方策及び中長期的な活用方策をそれぞれ提案する。特に、短期的な活用方策の提案においては、フェリー運航にかかる具体的な調査を行い、設計・積算を含め、具体的な整備計画を提案する。また、中・長期計画の検討は、5、10年後の施設の利用を念頭に計画を作成することとする。

なお、活用方策の検討に際しては、ラ・ウニオン港設計時に想定していたポストパナマックス船対応のコンテナターミナルとしてコンセッション契約を基本とした運営方法に限定せず、多目的港としての活用を念頭に、幅広い視点からの活用方策を提案する。

### (3) 浚渫

ラ・ウニオン港の活用方策を検討するうえで、目標とする水深及びその水深を実現するための初期浚渫と維持浚渫にかかるコストは重要な要素である。これまでの調査による堆砂速度および目標水深の維持に必要な浚渫コストに関する検討結果をレビューし、現在の浚渫単価の見直し等による精査を行い、各々の活用方策に適した水深に対する維持浚渫を含めた浚渫費用および埋没対策にかかるコスト分析を行う。なお、現状でも初期浚渫に多大なコストが必要となることを想定して、水深-1.2mを念頭に活用方法を検討するのではなく、将来的な活用内容に応じた航路の必要水深ごとの浚渫に係る費用を精査するとともに、現行の水深(約-7m)による活用についても検討することとし、CEPAの財務的な負担を軽減する活用方法を提案する。

### (4) 関連 JICA プロジェクトとの連携

本調査を実施する上で、「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト(2019年6月~2022年11月)」(以下「中米物流調査」という。)との連携が極めて重要となるため、当該プロジェクト専門家と密接に情報共有を行い、必要に応じて、JICAが仲介し、収集データ・分析結果の共有を行うこととする。

### (5) ステークホルダーとの情報共有

本調査の実施に際し、在エルサルバドル米国大使館、IDB等とコミッティを作り、情報共有の場を設けることとしている。同コミッティは、調査期間中に関係者間の情報共有を行うだけでなく、調査後、同港の活用方策を実施する際に、円滑な連携と事業を促進することを目的に設置するものである。

## 5 調査業務の内容

上記「4.調査における留意事項」を踏まえて以下の調査を実施する。

### (1) 国内事前準備

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析

これまでの調査等で収集した資料を含む既存の関連資料、情報を収集、整理、分析、検討し、現地調査での作業内容、重点項目を把握する。

#### 2) 調査の基本方針、方針、工程、手順等の検討

上記「1)」の結果を踏まえて、調査実施の基本方針、方法、項目、内容、工程、手順、実施スケジュールを検討する。また、現地での調査実施体制の構築方法を検討する。

#### 3) インセプション・レポートの作成

上記「1)」「2)」の内容を取りまとめてインセプション・レポートを作成し、中南米部に提出の上、内容承認を得る。

#### 4) 事前準備作業

上記「1)」「2)」「3)」と並行して以下のような現地調査の準備作業を開始する。

- ・ 調査実施体制の構築準備
- ・ 現地再委託、備人、機材調達の手配
- ・ 必要な追加情報の収集

## (2) 現状分析

### 1) インセプション・レポートの説明、協議

インセプション・レポートについて、先方政府に説明・協議の上、合意を得る。特に、調査方法、工程について、十分な協議、調整を行うものとする。また、在エルサルバドル日本大使館、在エルサルバドル米国大使館、IDB 等、現地関係者にも同レポートを説明する。

### 2) 既存資料のレビュー

エルサルバドル国物流ロジスティクス計画（PNLOG）や国港湾セクター開発にかかる政府方針における本プロジェクトの位置付け及び本プロジェクトの意義を確認する。また、JICA が過去実施している以下の調査のレビューを行う。特に、「ラ・ウニオン県港湾再活性化計画調査」については同調査で計画した当初計画と現状を比較し、目的達成及び乖離状況を分析する。

- ラ・ウニオン県港湾再活性化計画調査（1997 年～1998 年）
- ラ・ウニオン県港湾再活性化計画詳細設計調査（2001 年～2002 年）
- 経済開発調査（2002 年～2004 年）
- 東部地域開発プログラムデザイン調査（2004 年）
- ラ・ウニオン港浚渫計画策定プロジェクト（2010 年～2014 年）

また、アクセス航路のルートについて、既存の調査報告書をレビューし、その妥当性を確認する。

## (3) ラ・ウニオン港再活性化戦略の策定

港としての活用方策の検討にあたっては、あらゆる選択肢を排除せず進める必要がある一方で、早期の成果が求められている現状にも鑑み、短期的検討、中長期的検討の 2 段階に分けて行う。

### 1) 短期的検討

エルサルバドル・コスタリカ両国の大統領で対話が進むコスタリカ（カルデラ港）-エルサルバドル（ラ・ウニオン港）間のフェリー就航に向けた具体的な計画を検討する。検討にあたっては、以下ア～エについて調査、検討する。

なお、検討にあたっては、ラ・ウニオン港の利用促進についてのみならず、中米地域全体の RORO 船の港湾を視野に入れての利用促進、物流コスト削減、環境改善策について、前広に検討する。

また、具体的な検討を行うにあたり、現在、同事業に参加意志の高いコスタリカ企業以外の企業の参加についても、フェリー運航の可能性がある旨エルサルバドル政府より説明を受けているが、調査初期段階で、その意向をエルサルバドル政府に確認し、可能性が確認された場合は、他企業の参加も勘案した検討を行う。

#### ア 貨物の実需の確認

- ・（メキシコからパナマまでの貿易とのことだが、）具体的な荷主の立地場所、輸送品目、貨物量を調査する。
- ・一部の民間企業がフェリーを利用する旨の情報を確認しているが、ヒアリング調査により輸送の発着地、輸送品目、貨物量について確認する。

#### イ フェリー規模の確認

- ・上記アの結果を受け、貨物の実需に合わせたフェリーの船型規模を確認する。
- ・その上で、航路の水深を特定し、維持浚渫の要否とその費用を確認する。

#### ウ フェリー着岸に必要な新たな施設の確認

- ・カルデラ港～ラ・ウニオン港間でフェリーを運航する場合、ラ・ウニオン港及びカルデラ港での新たな港湾施設、税関施設の必要性を確認し、既存施設の活用も含め具体的な検討を行う。
- ・フェリーの荷役形態や潮位差を踏まえ、ポンツーンの必要性、規模及びその配置計画を作成する。

・カルデラ港の現状の利用状況を踏まえ、ポンツーンの運用方法の是非について検討する。併せて、同港の改修計画を確認し、同計画におけるフェリー着岸の可能性を調査する。

#### エ その他確認事項

・フェリーの運航を実現するために必要なコスト（両港での着岸料金）についても民間企業へのヒアリングや既存の調査結果に基づいた検討を行う（タグボートであれば、フェリーの性能によっては省略できる可能性があると思われる。また、北欧船であれば自動係船装置の可能性もあることを考慮する。）

・また、貨物需要の発着地を踏まえ、カルデラ港～ラ・ウニオン港間でのフェリー運航の優位性を確認すると共に、グアテマラのケツアル港等他の港との協働可能性、比較優位性を検討する。

#### 2) プロGRESS・レポートの作成、説明、協議

短期的検討の結果をPROGRESS・レポートとしてまとめ、JICAによる内容承認後、先方政府に説明し、同内容に関する合意を得る。その結果について、米国大使館、IDB等のステークホルダーの参加するコミッティを通じて情報共有する。

#### 3) 中長期的検討

ラ・ウニオン港をコンテナ港として活用することに限定せず、それ以外の活用を含む活用可能性を検討する。各タイプの船舶の寄港に必要な水深及び浚渫費用も実現性の判断の重要要素として考慮する。

なお、中・長期計画の検討は、5、10年後の施設の利用を念頭に計画を作成することとするが、長期的な計画を作成するにあたっては、既存の東部地域開発マスタープランやエルサルバドル政府が作成する2空港と4港湾（ラ・ウニオン港、コルサイン港、アカフトラ港、ラ・リベルタ港）を対象としたマスタープランとの整合性を保ちつつ検討することとする。

4)～11)の分析・調査の結果を踏まえて、以下ア～エに限らず幅広い活用方策の可能性を検討する。なお、プロポーザルにおいては、以下の調査を効果的かつ効率的に実施する手法を具体的に提案することとする。

#### ア ケツアル港等で取り扱われている完成自動車の輸送可能性

現在、ケツアル港やアカフトラ港で取り扱われている日本、韓国から中米地域全域向けの完成自動車について、広いヤードを活かし、ラ・ウニオン港での取扱を検討する。その際、中米地域における規制（カーキャリアでの陸上横持ち輸送の禁止）の緩和についても検討する。

#### イ アカフトラ港取扱貨物の同港への移転可能性

オーバーフローしているコンテナ貨物のラ・ウニオン港への移転可能性について調査する。ラ・ウニオン港とアカフトラ港の機能分担も含めた貨物誘致方針を検討する。

#### ウ クルーズ船の寄港など観光業による活用可能性

現在、年1～2隻のクルーズ船がラ・ウニオン港を活用しているが、将来的なニーズを確認し、活用可能性を検討する。

#### エ コルサイン造船所の活用可能性及び燃料の供給拠点としての活用可能性

ラ・ウニオン港に隣接するコルサイン港の乾ドックでは船の修理も行われている。船の修理、メンテナンスにかかるニーズを確認し、造船所の活用可能性及び燃料の供給拠点としての活用可能性を検討する。

#### オ 漁港としての活用可能性

地元の漁業関係者による漁港としての活用可能性を検討する。

#### 4) エルサルバドル国の社会経済動向・貿易動向の分析

主要社会経済指標や貿易動向を分析し、今後のエルサルバドル国、特に東部地域の経済成長に関する分析を行う。さらに、エルサルバドル国内だけでなく、中米域内を含む広範囲の貿易動向に関しても分析を行い、将来的にエルサルバドル国に影響を与える要素を抽出する。中米域内の貿易動向分析にあたっては、中米物流調査で実施する物流需要予測や物流における課題・改善点の検討結果も参考にする。

5) エルサルバドル国港湾セクターの分析

エルサルバドル政府が今後策定する、2 空港（現国際空港、ラ・ウニオン港近傍の国際空港（構想段階））と 4 港湾（ラ・ウニオン港、コルサイン港、アカフトラ港、ラ・リベルタ港）を対象としたマスタープランの内容を確認し、エルサルバドル政府における港湾セクターの戦略を整理する。また、ステークホルダー（MOP、CEPA 等）からヒアリングを行い、公共港湾の機能分担にかかる考え方や民間港への規制等にかかる情報を整理する。特にエルサルバドル西部に位置するアカフトラ港とラ・ウニオン港との機能分担にかかる政府方針を確認する。

6) 自然条件

既の実施されている港湾や航路の開発・管理に関する計画・構想から地形や地質、波浪、風況、潮汐、流況等の自然条件について既存データを用いて分析する。

7) 港湾背後圏調査

ラ・ウニオン港の背後圏について、以下のア～ウの調査・分析を行う。

ア 主要荷主企業の事業・物流動向

主要荷主企業（業種別）に対して、現在の生産量、輸送経路、輸送費用、輸送時間等の現状及び将来計画について、情報収集を行う。特に、エルサルバドル国の主要輸出貨物である砂糖や旧東部開発計画で有望マーケットとされた酪農、養鶏業の状況、関連飼料の輸入状況について分析する。

イ 近隣国間の税関統合構想の現状

エルサルバドル・ホンジュラス間のエル・アマテージョ国境施設の整備状況、並びに税関統合構想の進捗状況と右整備によるドライカナル利用の比較優位性について整理する。

（※）例えば、アジア↔カリブ海諸国（ホンジュラス含む）間貨物、米国東海岸↔中南米太平洋岸諸国間貨物について、パナマ運河経由からドライカナル経由へのシフトの可能性について分析する。

ウ ドライカナルを含む港周辺の道路の現状及び整備計画

ホンジュラス国コルテス港とラ・ウニオン港を繋ぐ、ドライカナルの整備状況について、既にホンジュラス国内は CABI 等の融資により整備が進んでいるが、エルサルバドル国内は IDB の融資について前政権下で国会承認を得られず、未だ整備されていない。エルサルバドル新政権の整備方針、ドライカナル整備にかかるコスト概算、経済効果について整理する。

また、東部地域開発マスタープランにおける物流ロジスティクス及びインフラ整備計画の現状を確認し、ラ・ウニオン港の活用促進への寄与やボトルネックの有無について分析する。

UNDP/ECLAC/FUSADES の協力により作成された「物流・ロジスティクス政策マスタープラン」及び IDB の協力により作成された「Plan Nacional de Logística de Cargas」におけるインフラ整備計画や東部鉄道計画、ラ・ウニオン県国際空港整備計画の内容について確認する。

8) 周辺港湾調査

以下のエルサルバドル国内及び周辺国の港湾調査を実施する。港湾調査では貨物取扱量（品目別を含む）、旅客数、運営形態、港湾・物流施設諸元について調査を行う。

ア アカフトラ港の現状及び開発計画

アカフトラ港の現状及び既存の開発計画を確認する。ラ・ウニオン港開発事業の計画当時、アカフトラ港の貨物取扱能力は限界に近付いており、同港の設備や貨物取扱を改善したとしても2005年には貨物需要が同港の能力を超えると予測されたことから、ラ・ウニオン港を建設し、コンテナ貨物のほとんどをラ・ウニオン港で扱うことが提案されたが、現在も港湾貨物の大部分は、コンテナ貨物も含めて引き続きアカフトラ港で取り扱われている。特に、近年の設備投資の結果、アカフトラ港の貨物取扱能力は当初の想定を大きく上回る800万トンまで増加している。また、2018年には韓国がマスタープランを作成していることから、当該マスタープランのレビューも含めた近年のアカフトラ港の貨物取扱動向及び開発計画について分析する。

イ 周辺国の現状及び開発計画

グアテマラ国ケツアル港、ホンジュラス国コルテス港・サンロレンソ港・アマパラ港（計画）及びパナマ運河等の現状及び将来開発計画について分析する。

9) 物流関連企業調査（船社、フォワーダー、荷役会社等）（現地再委託可）

エルサルバドル国内及び中米域内の主要船社、フォワーダー、荷役会社、商社、メーカー等から情報収集を行い、現在及び将来の物流動向を分析する。その際、中米物流調査で得られるOD表も活用する。特に、コスタリカ国カルデラ港とラ・ウニオン港間のフェリー就航計画に関する調査を十分に行う。

10) 周辺国を含めた海運動向の分析（基幹／フィーダー航路網、船型等）

エルサルバドル国周辺の高運動向の分析を行う。中米域内の短距離海運の現状及び将来動向についても併せて分析する。さらに、今後の世界的な海運動向に起因する船型の大型化も含め、総合的な海運動向の分析を行う。海運動向の分析にあたっては、中米物流調査で得られるOD表も活用する。

11) ラ・ウニオン港の競争力の分析

ラ・ウニオン港が有する物流面の競争力を分析する。物流コスト及び輸送時間を分析する。

12) 港湾経営・財務の検討

以下のア～エの分析・検討を行い、ラ・ウニオン港の港湾経営及び財務改善のための検討を行う。

ア CEPAの財務状況の分析

CEPAの財務諸表を分析する。その際客観的な財務分析を行うため、ROAやROE等企业財務分析に必要なデータを抽出し、CEPAの財務面における問題点を抽出する。周辺国の港湾管理者の財務諸表との比較を行い、CEPA特有の問題も抽出する。

イ 浚渫費用に係る概算

航路の浚渫に係る費用を分析する。浚渫船スペックやその維持管理含むコスト、海軍浚渫船の活用可能性についても分析する。航路の浚渫を業者に委託する場合、また、CEPAが機材を調達して自ら浚渫を行う場合のそれぞれについて、コストベネフィット分析を行う。

その他の埋没対策（人工島、堤防建設等）に係る既存資料のレビュー等を通じたグアスコラン川からの土砂流入への対処法を検討する。15)の検討結果より、コンテナ港よりも浅い水深（-10m程度）でラ・ウニオン港を運営する方針となっても、根本的な埋没対策、緩和策の検討は有意義である。また、入出港船舶数によっては、干満差を利用した入出港の可能性も考慮する（維持浚渫コストを抑制に寄与）。

ウ 港湾運営上の官民分担方策の検討

ラ・ウニオン港の港湾運営にかかる官民分担について、直営、部分コンセッション、フ

ル・コンセッション（アカフトラ港とセットでのコンセッションを含む。）に係る方策、適用法規を検討する。可能な範囲で国内外の港湾オペレーターにヒアリングを行う。

エ 港湾経営・財務戦略に係る提言

上記を踏まえ、ラ・ウニオン港の港湾経営及び財務戦略に係る提言を行う。

13) 組織戦略の検討

ア キャパシティ・アセスメント（組織体制、人員配置、人材育成等）

アカフトラ港に加え、ラ・ウニオン港を引き続き CEPA が直営で運営・管理する可能性があると看做すところ、人的リソースを含め CEPA のキャパシティを確認・分析し、必要な改善案を提案するために、キャパシティ・アセスメントを実施する。アセスメント項目は、組織権限、人員配置、技術力、コンテナオペレーション、港湾保安、交通（道路及び鉄道）、港湾振興、財務状況、人材育成を含むものとする。

イ 組織戦略に係る検討

将来ビジョンを達成するのに不可欠な組織戦略を検討する。その際、上記のキャパシティ・アセスメントの結果、不足すると考えられる能力や人員に関するギャップ・フィリングの検討も行う。

14) カウンターパート研修の企画・実施

エルサルバドル国側カウンターパートの現状と意向を踏まえて、ラ・ウニオン港競争力強化にかかる研修計画を策定し、本邦研修を実施する。カウンターパート研修における具体的な研修内容及び研修先等については、プロポーザルで提案すること。

15) インタリム・レポートの作成、説明、協議

この時点までの調査の成果をインタリム・レポートとしてまとめ、JICA による内容承認後、先方政府に説明を行い、内容に関する合意を得る。その結果について、米国大使館、IDB 等のステークホルダーの参加するコミッティを通じて情報共有する。

(4) ラ・ウニオン港活用計画の策定（目標年次 2030 年）

1) 社会経済フレームの設定

社会経済条件の分析結果を踏まえ、ラ・ウニオン港におけるコンテナ及び非コンテナ貨物の需要予測に必要な 2030 年までの社会経済フレームワークを設定する。

2) 港湾貨物及び旅客需要予測の実施

将来の社会経済フレームワーク、貨物取扱及び国際海運物流動向を踏まえ、ラ・ウニオン港及びアカフトラ港のコンテナ及び非コンテナ貨物の貨物流動分析を行いつつ、コンテナ及び非コンテナ貨物の需要予測を行う。コンテナについては、外貿／内貿接続のトランシップの可能性について分析しつつ、外内貿／トランシップ別、実入／空別に推計する。コンテナ貨物総量がアカフトラ港のキャパシティを越えるかどうかについても分析する。非コンテナについては、主要品目を特定の上、品目別、荷姿別に推計する。

3) 既存施設の容量分析

航路・泊地、岸壁、コンテナヤード、荷役機器、上屋、野積場等の諸元を整理し、ラ・ウニオン港の貨物取扱容量（キャパシティ）を分析する。その際、荷役効率を改善させた場合や荷役機器を追加した場合等のケース分けによる容量分析も行うこととする。

4) 港湾施設整備の検討

需要予測及び既存施設の容量分析の結果を踏まえ、新規港湾施設の整備の必要性を検討する。新規港湾施設の整備が必要な場合、その施設の規模（バース数、バース延長、水深、ヤード等敷地面積等）を算定する。また、新規港湾施設を整備せず、既存施設のリハビリで対応できる場合はリハビリ対象施設を抽出する。

(5) 結論・提言

1) 結論・提言の取りまとめ

上記の分析に基づき、ラ・ウニオン港再活性化戦略のとりまとめを行う。中間目標年次を2025年、最終目標年次を2030年とし、当該年次までのロードマップを作成し、ラ・ウニオン港再活性化のための戦略及び活用計画を策定する。

また、ラ・ウニオン港とアカフトラ港の機能分担についても、最終提言として取りまとめる。

2) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

すべての調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。

3) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートをエルサルバドル国側に説明・協議し、内容について基本的合意を得る。

(6) 国内整理作業

1) ファイナル・レポートの作成、提出

ドラフト・ファイナル・レポートに対するエルサルバドル国側のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

## 6 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明・協議に解しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート (IC/R)

ア 記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

イ 提出時期：2019年10月下旬

ウ 部数：和文3部（簡易製本）

英文5部（簡易製本）

西文5部（簡易製本）

2) プログレス・レポート (PR/R)

ア 記載事項：上記「5 調査業務の内容」(3)1)の結果

イ 提出時期：2020年4月下旬

ウ 部数：和文3部（簡易製本）

英文5部（簡易製本）

西文5部（簡易製本）

3) インテリム・レポート (IT/R)

ア 記載事項：上記「5 調査業務の内容」(2)2)及び(3)3)~13)の結果

イ 提出時期：2020年6月中旬

ウ 部数：和文3部（簡易製本）

英文5部（簡易製本）

西文5部（簡易製本）

4) ドラフト・ファイナル・レポート（要約版含む）(DF/R)

ア 記載事項：調査結果全体

イ 提出時期：2020年9月下旬（DF/R案は8月中旬に提出）

ウ 部数：和文3部（要約版含む）（簡易製本）

英文5部（要約版含む）（簡易製本）

西文5部（要約版含む）（簡易製本）

5) ファイナル・レポート（要約版含む）（F/R）

ア 記載事項：調査結果全体

イ 提出時期：2020年10月下旬

ウ 部数：和文5部（要約版含む）（製本）  
          英文5部（要約版含む）（製本）  
          西文5部（要約版含む）（製本）  
          CD-R（図面データ含む）2部

注1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文、西文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(2) その他の報告書類

1) 業務従事月報

ア 記載事項：国内・海外における業務従事期間中の業務に関する以下の事項

- ① 業務全体の概要等（当月の予定・実績、翌月の予定）
- ② 業務従事者毎の業務内容
- ③ 業務従事者の従事实績／計画
- ④ その他先方実施機関との合意文書等

イ 提出時期：毎月

ウ 部数：和文1部

2) 収集資料

ア 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

イ 提出時期：調査終了時

ウ 部数：1部

3) 会議記録（協議議事録（M/M））

ア 記載事項：調査団とエルサルバドル国側との各種協議の結果

イ 提出時期：その都度

ウ 部数：2部

## 第4 業務実施上の条件

### 1 調査スケジュール

本件調査は2019年10月より開始し、2020年10月下旬にファイナル・レポートを提出する。

### 2 業務量の目処・業務従事者の構成

#### (1) 業務量の目処

合計 約38.5M/M

#### (2) 業務従事者の構成

本調査には以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- (1) 業務主任者/港湾政策 (2号)
- (2) 港湾計画 (3号)
- (3) 需要予測/市場調査/経済分析 (3号)
- (4) 埋没対策/浚渫計画
- (5) 港湾経営/財務
- (6) 設計/事業費積算 (フェリー着岸施設)
- (7) 組織戦略/キャパシティ・アセスメント
- (8) 研修計画/業務調整

### 3 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。

#### 物流動向調査

調査目的：ラ・ウニオン港の将来貨物需要の分析

調査範囲：エルサルバドル国内及び中米域内の主要船社、フォワーダー、荷役会社、商社、メーカー等。

調査項目：荷主企業、船社等を訪問してのインタビュー調査を通じて、将来ラ・ウニオン港を利用する可能性のある貨物の起終点、貨物量、輸送経路、輸送費用、輸送時間等の現況及び将来計画について、情報収集を行う。これらの情報と、中米物流調査で得られるOD表をもとに、ラ・ウニオン港の将来貨物需要を分析する。特に、コスタリカ国カルデラ港とラ・ウニオン港間のフェリー就航計画に関する調査を十分に行う。

調査方法：現地再委託（直営も可）

成果品：報告書等

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

### 4 相手国の便宜供与

調査TOR策定ミッション議事録のとおり。

### 5 公開資料

JICAが過去に実施している以下の調査報告書については、下記リンクより入手可能。

- ラ・ウニオン県港湾再活性化計画調査（1997年～1998年）  
第1部～第3部 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/11472594\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/11472594_01.pdf)

第3部～結論と勧告 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/11472594\\_02.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/11472594_02.pdf)

- ラ・ウニオン県港湾再活性化計画詳細設計調査（2001年～2002年）  
第1章～第5章 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/11696812\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/11696812_01.pdf)  
第6章～結論と勧告 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/11696812\\_02.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/11696812_02.pdf)
- 経済開発調査（2002年～2004年）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/11755477.pdf>
- 東部地域開発プログラムデザイン調査（2004年）プロジェクト形成調査報告書  
1～Annex.A3 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/11795028\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/11795028_01.pdf)  
Annex.A4 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/11795028\\_02.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/11795028_02.pdf)
- ラ・ウニオン港浚渫計画策定プロジェクト（2010年～2014年）  
第1章～第6章 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12153896\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12153896_01.pdf)  
第7章～第11章 [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12153896\\_02.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12153896_02.pdf)  
Annexes [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12153896\\_03.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12153896_03.pdf)

## 6 調査用資機材

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 7 その他特記すべき事項

### （1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAエルサルバドル事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

### （2）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上